

栃木市墓園整備及び管理運営方針

令和2年4月
生活環境部環境課

1. 方針の目的

現在、本市では市内に6箇所の墓園に合計3400区画あまりの墓所を有しているが、空きがない状態であり市民の墓地需要を満足している状況ではない。また、近年では墓地に対する市民意識の変化や、合葬式墓地や納骨堂などを希望する墓地ニーズの多様化が進んでいる。

このようなことから市民の墓地需要に対し、公平で安定した墓地供給及び市民ニーズに対応した墓園整備や管理運営を推進するため本方針を定める。

2. 方針の位置付け

今後の墓園整備及び管理運営に関し、具体的な計画策定及び事業を行う上での指針とする。

3. 墓園の現状と課題

(1) 市営墓園の現状

名 称	開 園 (供用開始)	区画数(現在)	
栃木市聖地公園	昭和54年	第1種(5㎡)	177
	昭和54年	第2種(6㎡)	168
	昭和58年	第3種(5㎡)	344
	昭和59年	第4種(5㎡)	152
	平成 2年	第5種(5㎡)	555
	平成12年	第6種(5㎡)	198
	平成20年	第7種(5㎡)	600
	平成20年	第8種(5㎡)	88
		計	2,282
栃木市藤岡中根墓地	昭和46年	7.29㎡	64
		5㎡	206
		計	270
栃木市藤岡太田墓地	平成15年	5㎡	78
栃木市都賀聖地公園墓地	平成 4年	第1種(6㎡)	441
	平成 4年	第2種(10㎡)	22
	平成28年	第3種(6㎡)	145
	平成28年	第4種(6㎡)	185
		計	793
栃木市西方菅ノ沢墓地	平成 3年	19.8㎡	10
栃木市西方東上林墓地	平成10年	6.6㎡	25
合 計			3,458

(2) 市営墓園の課題

現在、市内の墓園では提供できる区画が慢性的に不足しており、返還区画が発生した場合に順番待ちの方に供給する形で循環利用を進めている。しかし、希望者に対し返還数が少なく需要に追いついていないため、新たな区画の供給が喫緊の課題である。また近年では墓地需要の多様化が進んでおり、合葬式墓地、樹木葬及び納骨堂に関する問合せも増えてきているが、現在市内の墓園は従来型の区画墓地であるため、市民ニーズへの対応も必要となっている。

市営墓園の使用状況【令和2年1月末現在】

名 称		H28	H29	H30	空き	待機者
栃木市聖地公園	返還	4	11	7	0	58 重複者有
	提供	0	0	7		
都賀聖地公園墓地	返還	2	0	3	0	93 重複者有
	提供	1	1	0		
藤岡中根墓地	返還	1	3	1	0	4
	提供	1	2	2		
藤岡太田墓地	返還	1	0	0	0	
	提供	6	0	0		
西方菅ノ沢墓地	返還	0	0	0	1	0
	提供	0	0	2		
西方東上林墓地	返還	0	0	0	0	
	提供	0	0	0		

※両聖地公園の待機者中には、42名の重複者を含むため、待機者実数は109名となります。

4. 墓園整備及び管理運営方針

(1) 墓園整備方針

市民の墓地需要及びニーズの多様化に対応するため、次のことを定める。

- ① 墓地の増設整備の際は、財政的負担及び整備期間に配慮し、既存墓園敷地活用を最優先とすること。
- ② 既存墓園敷地活用では対応できず新たに墓園を整備する際は、市有地の活用及び既存施設を含めた地域バランスに配慮すること。
- ③ 墓地整備の際は、整備規模（数）や墓地形態等に関する市民アンケート等を活用し、市民ニーズに十分配慮するとともに、既存の共同墓地等の有効活用についても検討していくこと。

(2) 墓園管理運営方針

各墓園の良好な環境、利便性や安全性を維持していくため、次のことを定める。

- ① 墓地の良好な景観を保持し、定期的な植栽管理・ごみ収集、区画案内表示、給水設備の整備等、市営墓地として適正な維持管理を行うこと。
- ② 少子高齢化、核家族化により、無縁墓地化が進むことが予想されるため、墓地の放置や使用者・管理者の確認体制の強化を図るとともに、継続的に無縁墓地調査を実施し、必要に応じ改葬告知、墓石の整理を行うこと。
- ③ 効率的な墓地管理及び利用者の利便性の向上のため、墓地管理システムを拡張し、すべての墓園について一元管理を進めること。

5. 方針の見直し

本方針については、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。